

# 第 1 回 伊 万 里 市 農 業 委 員 会 会 議

1. 日 時 平成 3 1 年 1 月 4 日 (金)  
開会 午後 3 時 0 0 分  
閉会 午後 3 時 3 5 分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 1 4 名

4. 欠 席 0 名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	6	力武 正光	○	1 1	岸本 熊一	○
2	池田 良一	○	7	中島 徳雄	○	1 2	相良 安夫	○
3	福田 義晴	○	8	西山 哲	○	1 3	田代 三義	○
4	松尾 梨香	○	9	吉村 幸夫	○	1 4	山口 光壽	○
5	江向 信夫	○	1 0	前田 節朗	○			

議事録署名者 7 番 中島 徳雄

9 番 吉村 幸夫

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡猛彦	農地係	松林豊
農地係	岩野江利子		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第1号	農地法第5条の申請について	( 3件)
議案 第2号	農地法第4条及び第5条の申請について	( 2件)
議案 第3号	農地法第4条の申請について	( 2件)
議案 第4号	農地法第3条の申請について	( 6件)
議案 第5号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について (利用権設定 通年 8件) (農地中間管理事業 1件)	
議案 第6号	農用地利用配分計画の承認について	( 1件)

8. 報告事項

報告 第1号	農地法第18条第6項通知の受理について	( 1件)
--------	---------------------	-------

9. 連絡事項

なし





事務局	<p>続きまして、議案の1ページ、3番になります。</p> <p>図面は、案内図が10ページ、字図が11ページ、平面図が12ページ、土地利用計画図が13ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○○○です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が○○○から432mの位置に存在しているため第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のオの(ア)のaの(b)、鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場等から概ね500m以内の農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のオの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第1号 農地法第5条の申請については以上3件です。</p>
議長	<p>それでは、1番について、担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>宅地に家を建てて、申請地の畑は駐車場にするとの申請です。周辺は住宅地です。他の営農には支障ないと思います。用排水も問題ありません。区長、生産組合長の判もありましたので、私も確認して判を押しました。審議の方宜しくをお願いします。</p>
議長	<p>1番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>続きまして、2番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>建設会社からお見えになりました。申請地は後継者がいないということで、畑に共同住宅を建てたいと申請されています。区長、生産組合長の印鑑もございました、私も現地を見に行きまして、用排水には問題なく、周辺農地にも支障はないと思ひ署名捺印さ</p>

○番委員	せていただきました。ご審議お願いします。
議長	2番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、3番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	11ページを見てもらうとわかるんですが、宅地と隣の田を嵩上げして家を建てたいとの申請です。細長い農地があるのですが、これを半分だけ宅地にするとの事です。残りの農地は耕作されます。用排水も問題なく、下水道も通っていますので生活排水も問題ないと思います。審議のほど宜しくお願いします。
議長	3番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第1号 農地法第5条の申請3件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。  続きまして、議案第2号 農地法第4条及び第5条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第2号 農地法第4条及び第5条について御説明します。 議案の2ページ、1番になります。 図面は、案内図が14ページ、字図が15ページ、土地利用計画図が16ページになります。  申請地は、○○○○○○○○です。 申請人及び譲受人が、進入路を設置するための申請です。 許可を得ず進入路として利用したことについて、始末書が添付されております。  農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの

事務局	<p>(ア) の b の (c)、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準は、第 2 の 1 の (1) のエの (イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の 2 ページ、2 番になります。</p> <p>図面は、案内図が 17 ページ、字図が 18 ページ、土地利用計画図が 19 ページ、平面図が 20 ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○です。</p> <p>申請人及び借受人が、一般住宅を設置するための申請です。</p> <p>農地区分は第 2 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の (1) のカの (ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第 2 の 1 の (1) のカの (イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条及び第 5 条の申請については以上 2 件です。</p>
議長	<p>それでは、1 番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>先ほどの第 5 条 1 番の駐車場に隣接します。その駐車場の前に進入道路を作りたいと申請がありました。周辺は住宅地です。他の営農には支障はないと思います。用排水も問題ないと判を押しました。区長、生産組合長の判もあります。審議をお願いします。</p>

議長	<p>1 番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>＜なし＞</p> <p>続きまして、2 番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>申請人と借受人は親子で、親が現在の家に住み、隣の畑に子供さんが家を建てて駐車場等も整備するとの事で申請されました。区長、生産組合長の印鑑もございました。私も現地を見に行きまして、他の農地に支障が出ることはないと思います。また、生活排水は合併浄化槽を設置されます。問題はないと思い私も判を押しました。宜しくをお願いします。</p>
議長	<p>2 番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>＜なし＞</p> <p>無いようですので、議案第 2 号 農地法第 4 条及び第 5 条の申請 2 件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第 3 号 農地法第 4 条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 3 号 農地法第 4 条の申請について御説明します。</p> <p>議案の 3 ページ、1 番になります。</p> <p>図面は、案内図が 2 1 ページ、字図が 2 2 ページ、土地利用計画図が 2 3 ページ、平面図が 2 4 ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○です。</p> <p>申請人が、共同住宅を設置するための申請です。</p> <p>農地区分は第 3 種農地の農地区分要件、第 2 の 1 の ( 1 ) のエの ( ア ) の b の ( c )、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p>

事務局	<p>許可基準は、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、2番になります。</p> <p>図面は、案内図が25ページ、字図が26ページ、土地利用計画図が27ページ、平面図が28ページ、立面図が29ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○○○○○です。</p> <p>申請人が、共同住宅を設置するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第3号 農地法第4条の申請については以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>ここは周りが住宅地になってきています。用排水とも問題はなく、他の営農に支障もないと思います。生活排水は下水道に雨水は道路側溝につながれます。区長、生産組合長の印もあります。私も印を押しました。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>1番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>続きまして、2番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>先ほどの1番の南側になりますが、同じように宅地化が進んでいます。用排水とも問題はなく、他の営農に支障もないと思います。</p>

○番委員	<p>ここも生活排水は下水道に雨水は道路側溝につながれます。区長、生産組合長の印もあります。私も印を押しました。審議のほど宜しくお願いします。</p>
議長	<p>2番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第3号 農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第4号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号 農地法第3条について御説明します。</p> <p>議案は4ページになります。</p> <p>まず1番から5番までを説明します。</p> <p>申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>続いて、6番について御説明します。</p> <p>今回の申請は、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇が農地を取得するものです。〇〇〇〇〇〇〇〇〇は昨年8月に設立され、〇〇市内に8,646㎡の農地を所有しております。</p> <p>今回取得予定の農地では、梨の栽培を計画しております。</p> <p>提出された営農計画の写しを配布しておりますのでご確認ください。</p> <p>今回の申請は譲受人が法人のため、農地所有適格法人要件について説明いたします。</p> <p>法人形態は、公開会社でない株式会社です。</p>



事務局	<p>本人さんが農業に目覚められたということになっています。様子を見て、今後取得されるときについては、〇〇〇と連携をとって、農業をされていないようであれば今後の取得の許可は難しくなります。その辺りはやってないのにダメとも言えないので〇〇〇と同じですけどやってみてもらおうということです。</p>
議長	<p>他に御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第4号 農地法第3条の申請6件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第5号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年について、御説明します。議案の5ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が7名、貸付人が8名で、面積は、田が22,021㎡、畑が566㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を6～9ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定通年については以上8件です。</p>
議長	<p>議案第5号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年8件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第5号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年8件については申出</p>

議長	<p>のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第5号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業1件について御説明いたします。</p> <p>議案は10ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を11ページに掲げております。農業公社への利用権設定、貸付となっております、面積は畑が3,938㎡、貸付人は1名となっております。期間は20年となっております。</p> <p>農地中間管理事業については、以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、議案第5号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業1件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第5号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業1件については、申出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第6号 農用地利用配分計画の承認について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号 農用地利用配分計画の承認について御説明いたします。</p> <p>議案は12ページになります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画の作成について、同法第19条第3項の</p>

事務局	<p>規定により、伊万里市長から承認を求められたので、この案を提出することとなっております。先程、農業公社へ利用権設定を行ったものを、借受者1名が借り受けることとなっております。詳細は、13ページになります。</p> <p>農用地利用配分計画の承認については以上1件です。</p>
議長	<p>議案第6号 農用地利用配分計画の承認について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第6号 農用地利用配分計画の承認については承認を戴きました。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします</p>
事務局	<p>報告第1号 農地法第18条第6項通知の受理について御説明します。</p> <p>議案は14ページを御覧ください。</p> <p>1番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は西九州自動車道に収用される予定です。</p> <p>報告第1号については以上1件です。</p>
議長	<p>報告第1号 農地法第18条第6項通知の受理1件について、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p>
	<p>&lt;&lt;議事終了&gt;&gt;</p>

